

輪之内町屋外広告物許可申請手数料金表

種別	単位	手数料(円)
(1) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告 その他これらに類する広告物及び広 告物を掲出する物件であってネオン サインその他の電飾設備を有しない もの	広告表示面積 5 m <sup>2</sup> 又は 5 m <sup>2</sup> 未満の端数につき	許可期間が 1 年以下のものにあ っては 900 円、1 年を超え 2 年 以下のものにあっては 1,520 円、2 年を超えるものにあつて は 2,240 円
(2) 広告板、広告塔、アーチ、壁面広告 その他これらに類する広告物及び広 告物を掲出する物件であってネオン サインその他の電飾設備を有するも の	広告表示面積 5 m <sup>2</sup> 又は 5 m <sup>2</sup> 未満の端数につき	許可期間が 1 年以下のものにあ っては 1,200 円、1 年を超え 2 年 以下のものにあっては 2,090 円、2 年を超えるものにあつて は 3,080 円
(3) 電柱又は街灯柱を利用する広告物	1 個につき	300
(4) 立看板	1 枚につき	200
(5) はり紙	100 枚又は 100 枚未満 の端数につき	400
(6) はり札	1 枚につき	80
(7) 広告幕又は広告網	1 枚につき	300
(8) アドバルーン	1 個につき	600
(9) (1)から(8)までに掲げるもの以外	1 個につき	300